

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

株式会社ヴィア・ホールディングス(以下「当社」という。)及び当社子会社からなる当社グループは、以下に定める経営理念の具現化を通じて、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーの皆様からの信認が得られるよう、最良のコーポレート・ガバナンスを実現してまいります。

当社グループの目指すコーポレート・ガバナンスの実現のため、「ヴィア・グループ コーポレート・ガバナンスポリシー」を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実と実効性の向上に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-3】(株主総会における権利行使)

株主総会の開催日については、決算業務と適切な監査のための十分な時間を確保するため、当面はいわゆる集中日に開催いたしますが、株主との建設的な対話の充実等の観点を考慮し、今後、株主総会関連日程の適切な設定を検討してまいります。

【補充原則1-2-4】(株主総会における権利行使)

議決権の電子行使を可能とするための環境づくりや招集通知の英訳については、費用対効果の観点から現在は実施しておりませんが、今後の当社株主における機関投資家や海外投資家の比率の推移等も踏まえ、適時適切に実施を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】(情報開示の充実)

当社ウェブサイト等における英語での情報の開示・提供については、費用対効果の観点から現在は実施しておりませんが、当社における外国人株主数及び議決権比率が相当程度高まった段階において検討してまいります。

【補充原則3-2-2(iii)】(外部会計監査人)

外部会計監査人と監査役及び内部監査部門との十分な連携の確保は図れておりますが、外部会計監査人と社外取締役との連携の確保については、それぞれの業務の負担等も考慮しつつ、今後検討してまいります。

【補充原則4-1-3】(取締役会の役割・責務(1))

取締役会による代表取締役等のサクセッションプラン(後継者計画)の策定への関与や適切な監督については、今後検討してまいります。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

独立社外取締役は1名ですが、取締役5名中2名は社外取締役であり、取締役会では多様な立場から活発な議論がなされております。今後において、必要に応じて独立社外取締役を2名以上選任するように検討してまいります。

【補充原則4-8-2】(独立社外取締役の有効な活用)

今後において、独立社外取締役と経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「ヴィア・グループ コーポレート・ガバナンスポリシー」等により開示し、以下の当社ホームページに掲載しております。

https://ssl4.eir-parts.net/doc/7918/ir_material/57885/00.pdf

その他の開示事項は以下の通りです。

【原則1-4 政策保有株式の検証結果の概要】

当社は、政策保有株式について、保有目的及び保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを踏まえて、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを毎年検証しております。

2021年3月期において、保有する上場株式の全銘柄を売却いたしました。

【補充原則4-11 取締役会の実効性の分析・評価結果の概要】

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、取締役会の実効性に関する分析・評価を毎年実施しております。評価の方法としては、取締役役に対して、評価の趣旨等を説明のうえで取締役会の運営・意思決定の方法・審議の内容等に関するアンケートを実施し、全員から得られた回答の集計結果を参考に、取締役会での議論も踏まえることとしております。

2021年3月期においては、当社の取締役はその役割・責務を果たすために適切な体制が構築されていること、社外を含めた取締役及び監査役からの意見により活発な議論がなされており、適切な意思決定プロセスが確保されていることからその実効性は概ね確保できているものと評価いたしました。

同時に、取締役会の運営上の課題等についても認識しました。

今後も取締役会の実効性をさらに高めるべく、継続的な改善を実施してまいります。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-------------------------|-----------|-------|
| アサヒビール株式会社 | 3,192,000 | 9.86 |
| 横川 端 | 2,205,600 | 6.81 |
| 横川 竟 | 2,029,900 | 6.27 |
| 横川 紀夫 | 1,955,000 | 6.04 |
| 株式会社W & E | 858,500 | 2.65 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 632,600 | 1.95 |
| 大関株式会社 | 615,000 | 1.90 |
| 株式会社ウェルカム | 600,000 | 1.85 |
| 株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口) | 446,400 | 1.37 |
| カメイ株式会社 | 338,600 | 1.04 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 小売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 12名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 高田 弘明 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 井上 晴孝 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--|---|
| 高田 弘明 | | 高田弘明氏が経営する暁総合法律事務所と当社との間では、1992年3月より、当社顧問法律事務所として法律顧問契約を締結して継続的に法的アドバイスを受けており、弁護士報酬を支払っております。 <重要な兼職の状況> ・暁総合法律事務所所長 | 弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制及びコンプライアンス体制をさらに強化できる人材と判断しました。 |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--|---|
| 湯山 朋典 | | 湯山朋典氏が経営する湯山公認会計士・税理士事務所との間では、2005年5月より、当社の顧問会計士・税理士事務所として顧問契約を締結して継続的に財務及び税務に関するアドバイスをうけており、顧問報酬を支払っております。 < 重要な兼職の状況 > ・湯山公認会計士・税理士事務所代表 ・キャナルコーポレイトマネジメント株式会社代表取締役社長 | 公認会計士及び税理士としての職務を通じて培われた会計・税務に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しておられることから、当社の経営全般に対して適切な監査を期待できる人材と判断しました。 また、当社との特別な利害関係はないことから、独立性が高い立場にあること、一般株主との利益相反の生じる恐れがないものと判断したことから独立役員に選定しております。 |
| 佐藤 郁夫 | | 佐藤郁夫氏が過去に業務執行を務めたアサヒビール株式会社は当社の大株主であり、当社グループと取引があります。 | 他社での業務経験及び経営の経験により、客観的な視点で当社取締役の職務遂行を監督できる人材と判断しました。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立社外取締役については、会社法に定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた「社外役員の独立性要件」を策定し、この要件を充足する者を選任します。

< 社外役員（社外取締役・社外監査役）の独立性要件 >

1. 当社の社外役員（取締役及び監査役）は当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。なお、以下に定める独立性基準については、就任後も継続して確保するものとする。

(1) 現在当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役を除く）、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という）でなく、過去においても当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役員又は使用人であったことがないこと。

(2) 過去5年間のいずれかの事業年度において、以下のいずれにも該当していないこと。

i 当社グループの主要な取引先（ 1 ）又はその親会社もしくは重要な子会社の役員及び使用人。

ii 当社グループの大株主（ 2 ）もしくは、当社グループが大株主（ 2 ）であった企業等の役員又は使用人。

iii 当社グループの会計監査人又は当該会計監査人の社員等。

iv 当社グループから役員報酬以外に多額（ 3 ）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等。

v 当社グループから多額（ 3 ）の金銭その他の財産による寄付を受けている者又は寄付を受けている法人・団体等の役員及び使用人。

vi 当社グループとの間で、役員等が相互就任の関係にある企業等の役員及び使用人。

(3) 以下に該当する者の近親者（ 4 ）

i 当社グループの役員及び使用人。

ii 上記（2）i～vに該当する者。

(4) その他、独立性・中立性の観点で、社外役員としての職務執行に支障をきたす事由を有していないこと。

1 主要な取引先とは、過去3事業年度における当社グループとの取引の支払い額又は受取額が当社グループの連結売上高の2%以上又は、取引先の売上高の2%以上である企業をいう。

2 大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する者又は企業等をいう。

3 多額とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいう。

4 近親者とは、配偶者、2親等以内の親族、同居の親族又は生計を一にする者をいう。

2. 仮に上記1の(1)～(3)のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当該人物を当社の社外役員候補者とすることができる。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、業績連動報酬を導入しております。
この業績連動報酬は、当社の社外取締役を除く取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員(以下、「対象役員」といいます。)を対象としており、その報酬原資の総額が、普通株式にかかる配当金の総額を上回らない範囲で決定するものとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第85期事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額は以下のとおりであります。
・取締役 9名(44,344千円)
・監査役 5名(8,992千円)
・合計 14名(53,337千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、平成21年6月26日開催の第73期定時株主総会において決議された年額300百万円の範囲内で、監査役の報酬につきましては、平成17年6月29日開催の第69期定時株主総会において決議された年額50百万円の範囲内で、会社の業績、収益状況を考慮して決定しております。

取締役の報酬は、担当する職責の全体業績における貢献度とその達成に関わる難易度を基に、指名・報酬諮問委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に果たせるよう、その必要とする情報の提供や知識の取得について支援を行なっています。取締役及び監査役のサポート体制については、[ヴィア・グループ コーポレート・ガバナンスポリシー「第3章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会\(4\) 取締役会の運営」及び「第3章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 役員への支援体制」](#)をご参照ください。

https://ssl4.eir-parts.net/doc/7918/ir_material/57885/00.pdf

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|-------|-------|------------|---------------------------|-----------|----|
| 横川 紀夫 | 顧問 | 代表取締役からの諮問 | 非常勤、報酬無 | 2021/4/28 | 1年 |

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社及びグループ各社は取締役会を毎月の定時取締役会の開催に加え、経営判断にかかわる重要事項が発生した場合には、随時取締役会を開催しております。また、業務執行においては、経営会議を毎週の定例開催とし、業務執行の進捗状況の検証、今後の経営活動の確認等を実施しております。

・取締役会の機能を補完するため、「コーポレート・ガバナンス委員会」及び「指名・報酬諮問委員会」を取締役会の諮問機関として設置し、これらの委員会を通じて社外役員の意見を積極的に取り入れることにより、独立性・客観性が担保された企業運営を行っております。

・当社は会社法上の監査役会制度を採用しており、構成については常勤監査役1名、非常勤監査役2名となっております。非常勤監査役2名は社外監査役であることに加え、常勤監査役は取締役会のほか経営会議に出席するなど、客観的な立場での監査機能と、取締役会の業務執行について、厳正な監視を行っております。

・顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合に、適時アドバイスを受けております。

・会計監査につきましては、第85期事業年度までは、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しておりましたが、2021年6月29日開催の第85期定時株主総会の決議を経て、第86期事業年度以降は、フロンティア監査法人と監査契約を締結しております。

会計監査人には、定期的な監査のほか、会計上の問題などについて適宜助言と指導を受けております。

なお、第85期事業年度の監査業務執行をした公認会計士は、萩森正彦氏及び梅木典子氏であり、どちらもPwCあらた有限責任監査法人に所属しております。

・その他のコーポレート・ガバナンスの体制及びコーポレート・ガバナンスの向上に向けた取り組みの詳細については、「ヴィア・グループ コーポレート・ガバナンスポリシー」をご参照ください。

https://ssl4.eir-parts.net/doc/7918/ir_material/57885/00.pdf

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

「ヴィア・グループコーポレート・ガバナンスポリシー」に記載のとおり、当社グループは企業規模と事業内容に見合った、効率的で、実行性のある経営システムを構築することが、株主をはじめとするステークホルダーの皆様からの信認が得られ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることができるとの考えによるものです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---------------|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 原則として法定発送期日の3営業日前までに発送しております。 |
| その他 | 招集通知記載の内容については、招集通知発送に先立ち当社のホームページにおいて、公表しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算説明会を年2回実施するほか、適宜ワンオンワン・ミーティングを実施しています。(コロナ禍につき見合わせています。) | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 適時開示資料、決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知等を掲載しています。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 担当部署:コーポレート企画室 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社グループでは、「ヴィア・グループ コーポレート・ガバナンスポリシー」を策定し、その中で各ステークホルダーの立場を尊重することを規定しております。 詳細は、ヴィア・グループ コーポレート・ガバナンスポリシー「第2章 ステークホルダーとの関係」をご参照ください。 https://ssl4.eir-parts.net/doc/7918/ir_material/57885/00.pdf |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | ・健康問題と環境問題、および食糧問題への、継続的な社会貢献を目的とした、「ヒューマン・アース・プロジェクト」を実施しています。 「ヒューマン・アース・プロジェクト」とは、当社グループの店舗にてご用意しているベジミートという、大豆で作ったメニューをご注文いただくごとに、アフリカの子供たちの食糧確保に役立ててもらえるよう、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンを通じて、1食につき10円を寄付させて頂く、という取り組みです。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | ヴィア・グループ コーポレート・ガバナンスポリシー「第2章 ステークホルダーとの関係 6. 情報開示と透明性」をご参照ください。 https://ssl4.eir-parts.net/doc/7918/ir_material/57885/00.pdf |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。なお、平成27年4月15日開催の取締役会にて一部内容を改定しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「ヴィア・グループ倫理規範」を制定する。またその徹底を図るため、当社取締役会直轄の組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、当社の総務部門においてコンプライアンスへの取組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に当社及び当社グループ会社の役職員教育等を行う。

コンプライアンス・リスク管理委員会及び総務部門は、上記活動について定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

当社に被監査部門から独立性を有する内部監査部門(以下「内部監査室」という。)を設置し、内部監査室は、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの状況を監査し、その監査結果を定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

法令上疑義のある行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置、運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、当社及び当社グループ会社の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書又は電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社の組織横断的リスク状況の監視並びに各所管業務に付随するリスク管理については、リスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会が包括的に行うものとする。また不測の事態が発生した場合には、グループ危機管理規程に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるように努める。内部監査室は、当社及び当社グループ会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

4. 当社及び子会社から成る企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行の効率化を図るため、以下の経営管理体制を採用する。

(1) 職務権限規程類の策定

(2) 取締役・執行役員を構成員とする経営会議の設置

(3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施

(4) 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び当社グループ会社における法令遵守体制、リスク管理体制の構築を目指し、コンプライアンス・リスク管理委員会による当社及び当社グループ会社のコンプライアンス及びリスク管理に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるシステムを含む体制を確立する。

(2) 当社取締役、執行役員及び当社グループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保するための法令遵守体制及びリスク管理体制を整備・運用する権限と責任を有する。

(3) 当社は、当社グループ会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、関連会社管理規程に基づいて当社への承認申請又は報告が行われる体制を構築する。

(4) 当社の内部監査室は、当社及び当社グループ会社の業務の状況を監査し、その結果を定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、当該職員の人事(人事評価、人事異動、懲戒等)に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。

7. 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、使用人が監査役会等に報告をするための体制

当社及び当社グループ会社は、当社及び当社グループ会社の取締役、監査役、使用人その他これらに類する者が、当社の監査役会又は監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況その他監査に必要なし有用な情報を速やかに報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者が不利な取り扱いを受けない体制を整備する。

ホットラインの運用にあたっては、内部通報規程を制定し、通報者等を保護する体制を整備する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、各業務執行取締役、代表取締役及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制を整備する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力に対しては、「ヴィアグループ倫理規範」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき毅然とした態度で組織的に対応する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループ会社が金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため、別途定める「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づいて、内部統制の構築、評価、改善に係る体制の整備を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「IV 1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 9.反社会的勢力排除に向けた体制」を参照願います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、開示の情報にあたっては投資者の視点に立って、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うことを旨として、次のようなプロセスと体制をとっております。

1. 次のとおり、会社情報(決定情報、発生情報、決算情報)発生の迅速な把握と情報取扱責任者(情報開示担当役員)への報告および適時開示を行っております。なお、情報取扱責任者(情報開示担当役員)は、情報を開示するまでは、社内外への事前漏洩がないよう会社情報の管理を行っております。

(1) 決定情報

取締役会(毎月1回および必要に応じ随時開催、監査役も出席)は、重要事項を決定した場合は、情報取扱責任者(情報開示担当役員)に指示し、速やかに開示を行います。

(2) 発生情報

情報が発生したと認識した業務執行部門から直ちに情報取扱責任者(情報開示担当役員)に報告されます。報告を受けた情報取扱責任者(情報開示担当役員)は、内容等の精査確認と適時開示の要否を判断したうえ、取締役会または代表取締役社長に報告し、開示の決定を受けた後、速やかに開示を行います。

(3) 決算情報

決算に関する情報については、決算取締役会の承認の後、情報取扱責任者(情報開示担当役員)は、速やかに開示しております。業績に関する情報については、取締役会の承認後、速やかに開示しております。また、業績予想の修正については、決算担当部門が開示されている直近の予想値と比較し、開示が必要と認識した場合は、情報取扱責任者(情報開示担当役員)から取締役会に報告し、開示の決定を受け、速やかに修正情報を開示しております。

2. 開示すべき会社情報の報告・精査・法的チェック等のプロセスと牽制制度

情報取扱責任者(情報開示担当役員)は、開示すべき会社情報の正確性と適法性について、必要に応じ、社内では、経理資金サービス及び総合政策担当にてチェックを行い、また、必要に応じ、外部(会計監査人、弁護士および幹事証券会社)のチェックとアドバイスを受けております。

3. 開示した重要情報の自社ウェブサイトへの掲載

開示した会社情報については、速やかに当社のウェブサイトに掲載しております。